

国内募集型企画旅行条件書(お申込みのご案内) (本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

この旅行は、有限会社 秋田コスモトラベル(秋田県横手市十文字町仁井田字東22-1スーパーモールラッキー内秋田県知事登録旅行業2-75号、以下「当社」という)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。募集型企画旅行契約の内容・条件は、下記に記載されている条件のほか、

標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部及び、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)によります。

旅行のお申し込み方法及び契約の成立

当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとり様につきお申込金(旅行代金の20%以上)または旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。

- (1)当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による予約のお申込みを受付します。この際、ご予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出していただけます。この期間内に提出されない場合、当社は予約が無かったものとして取扱います。
- (2)このご旅行の契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領した時に成立するものとします。

旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって9日目にあたる日より前にお支払いいただけます。ただし、基準日以降に申込みをされた場合は、申込み時点または旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただけます。

旅行代金の適用

参加されるお客様のうち旅行開始日に満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方はこども代金となります。ただし6歳未満の幼児がバス座席を確保したり、航空機や列車等を利用する場合には実費をいただけます。

旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、拝観料及び消費税等諸税を含んでいます。なお、上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則払い戻しはいたしません。

取消料

ご旅行の契約が成立した後、お客様は次に定める条件にて取消料を当社に支払い旅行契約を解除することができます。

お取消しの連絡は、下記営業時間内のみお受付します。
営業時間内[9時30分～18時30分土日祝祭日は18時まで]

解除の時期	取消料の内容
旅行開始の前日から起算して 21 日前まで	いただきません
旅行開始日の前日から起算して 20日前まで (日帰り旅行にあっては 10 日～8日前まで)	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して 7 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日の当日	旅行代金の 50%
旅行開始日後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

旅行中止の場合

お客様の人数が最小催行人員に満たない時は、旅行の催行を中止することがあります。この場合1泊以上のご旅行は旅行催行日の14日前まで、日帰り旅行は4日前までにご連絡し、お客様から当社がご預かりしている旅行代金全額をお返しいたします。

旅行日程・旅行代金の変更

運送機関のスケジュール・気象条件その他不可抗力による事由で、また運送機関の運賃・料金の改定により、旅行日程・旅行代金を変更する場合があります。尚、お客様のお申し出により、旅行内容の変更がある場合は別途所要経費をいただけます。

お客様に対する責任及び免責事項

- 1.当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- 2.お荷物の損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- 3.お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
 - (1)天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - (2)運送、宿泊機関の事故若しくは火災またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - (3)官公庁の命令、または伝染病による隔離
 - (4)自由行動中の事故
 - (5)食中毒
 - (6)盗難
 - (7)運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的滞在時間の短縮。
 - (8)故意に法令に違反する行為を行いまは法令に違反するサービスの提供を受けている間に起きた事故。

お客様の責任

お客様の故意または過失により、当社が損害を受けた場合には、お客様に損害を賠償していただきます。

旅行契約の解除

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- 1.旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- 2.旅行者が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
- 3.旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 4.天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、国内外の官公署命令その他の当社の管理できない事由により、旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

特別補償

お客様が旅行中、生命、身体、または荷物に被られた一定の損害については当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規定の定めるところにより補償金及び見舞金をお支払いします。ただし、旅行者の脳疾患、疾病、心神喪失や戦乱、核爆発、地震、噴火、津波の事故およびハングライダー等、これらに類する危険な運動による場合はこの適用をいたしません。携帯品も現金、貴重品、重要書類、撮影済のフィルム、フロッピー、CD等適用外となります。

旅程保証

当社は、当サイト・広告に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、一募集型企画旅行につき合計15%を上限とし、支払う変更補償金の総額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

また、当社は、お客様の合意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- 1.旅行開始日または旅行終了日の変更
 - 2.入場する観光地または観光施設、その他の旅行目的地的変更
 - 3.運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
 - 4.運送機関の種類または会社名の変更
 - 5.宿泊施設の種類または名称の変更
- ※ただし天災、暴動、などの不可抗力または運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は当社は変更補償金を支払わないことがあります。

お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

欠航

天候等で出発便が欠航し、旅行催行が不可能な場合には、旅費の全額を(お申し込みの旅行窓口で)ご返金します。お帰りの便の欠航により延泊の必要がある場合には宿泊費、食事代等はお客様負担になります。

その他

旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要すると判断した場合は、お客様の生命、身体、安全のため、必要な措置をとらせていただきます。その際に要した費用はお客様の負担となります。その他の事項については観光庁長官認可の当社「旅行業約款」によります。

秋田県知事登録旅行業 第2-75号



(社)全国旅行業協会会員

有限会社 コスモトラベル

〒019-0505 秋田県横手市十文字町仁井田字東22-1(スーパーモール ラッキー内)
TEL 0182-23-8070 FAX 0182-42-5050
総合旅行業務取扱責任者:山本 一太(やまもと かずふと)